

「東北地方太平洋沖地震に伴う国民健康保険の保険料の減免に関する基準」改正による令和6年度の減免適用事務について

東北地方太平洋沖地震の被災者に対しては、「東北地方太平洋沖地震に伴う国民健康保険の保険料の減免の対象者の特例に関する規則」、「東北地方太平洋沖地震に伴う国民健康保険の保険料の減免の特例に関する基準（福祉局長決定）（以下、「震災減免基準」）」により災害減免の特例（以下「震災減免」）を行うこととされている。

令和6年度の震災減免の適用にあたっては、適用期間の延長等について震災減免基準（別紙1）を改正したことに伴い、下記のとおり取り扱っていただきますよう通知します。

記

1 基本的考え方

(1) 国からの事務連絡（*1）において財政支援の延長方針が示されたことを受け、東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域等から本市に転入した被保険者に対する国民健康保険及び介護保険の保険料の震災減免措置を令和7年3月分保険料まで延長する。

なお、平成29年4月以前に避難指示区域等の指定が解除された地域に居住していた被保険者については、別表1（*2）に掲げる地域ごとに定める減免期間及び減免割合に応じて、減免を適用する。

また、原発警戒区域のうち旧避難指示区域等の被保険者において、本市の国民健康保険・介護保険料の減免措置については、当該区域が国の財政支援の対象から外れるまでの間、上位所得層の被保険者についても全額免除の措置を継続する。

*1 「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の延長について」（令和6年2月22日厚生労働省保険局国民健康保険課発出の事務連絡）（別紙2）

「避難指示区域等以外の東日本大震災による被災地域における被保険者及び旧避難指示区域等の上位所得層の被保険者の一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援について」（令和6年2月22日厚生労働省保険局国民健康保険課発出の事務連絡）（別紙3）

*2 (別表1)

区分	住所地を有していた地域（福島県内）	減免期間	減免割合
A	【平成26年までに避難指示区域等の指定が解除された地域】 ・ 広野町、楡葉町の一部、南相馬市の一部（旧緊急時避難準備区域） ・ 川内村の一部、田村市（旧緊急時避難準備区域及び旧避難指示解除準備区域） ・ 特定避難勧奨地	平成26年度から 令和4年度相当分	全額免除
		令和5年度相当分	半額免除
		令和6年度相当分以降	減免なし
B	【平成27年までに避難指示区域等の指定が解除された地域】 ・ 楡葉町の残り全域（旧避難指示解除準備区域）	平成26年度から 令和5年度相当分	全額免除
		令和6年度相当分	半額免除
		令和7年度相当分以降	減免なし
C	【平成28年までに避難指示区域等の指定が解除された地域】 ・ 葛尾村の一部、南相馬市の一部（旧避難指示解除準備区域及び旧居住制限区域） ・ 川内村の残り全域（旧居住制限区域）	平成26年度から 令和6年度相当分	全額免除
		令和7年度相当分	半額免除
		令和8年度相当分以降	減免なし
D	【平成29年までに避難指示区域等の指定が解除された地域】 ・ 飯舘村の一部、浪江町の一部、川俣町、富岡町の一部（旧避難指示解除準備区域及び旧居住制限区域）	平成26年度から 令和7年度相当分	全額免除
		令和8年度相当分	半額免除
		令和9年度相当分以降	減免なし

(2) 令和5年度の震災減免適用者については、被災者（震災減免の基準に該当する者）が神戸市に避難して生活再建をしていくための必要な援助として減免を適用しており、また、一部負担金減免は継続適用とされていることから、引き続き支援を要するとみなして、職権にて令和6年度も震災減免を継続適用する。

ただし、別表1区分Aの被保険者については、震災減免は適用しない。また、別表1区分Bの被保険者の免除額は半額となるため、適用割合に留意する。対象者は別紙4を参照。

2 令和6年度の震災減免の内容

(1) 減免対象者

避難指示区域等（警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット））及び旧緊急時避難準備区域（*3）からの転入者

*3 区域見直し前の、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット）（いずれも解除、再編された区域を含む。）を指す。

(2) 減免適用期間

令和6年4月分から令和7年3月分まで

3 事務処理

(1) 新規対象者の把握

以下のいずれかにより把握する。

- ①減免申請書の提出
- ②新規加入受付時に前住所地を確認

(2) 減免受付・適用

①令和5年度震災減免適用世帯

職権により、令和6年度の保険料に震災減免を適用する（令和6年度減免のために改めての減免申請は不要）。

ただし、別表1区分Aの世帯には減免を適用しない。

②令和6年4月以降に資格取得した被災者のいる世帯

世帯主からの減免申請により適用する。

※必要書類：減免申請書、被災した事実が分かる拠出資料（り災証明書等）

(3) 減免の決議

①令和5年度震災減免適用世帯

国民健康保険料減免決議書に「令和5年度の震災減免の適用者であるため職権適用する」旨明記し、令和5年度の減免申請書・添付資料の写しを添付して決議（保険年金医療課決裁）する。

②令和6年4月以降に資格取得した被災者のいる世帯

国民健康保険料減免決議書に減免申請書、添付資料の写しを添付して決議（保険年金医療課長・支所保険年金担当課長決裁）する。

(4) 減免のオンライン入力

①減免前後の保険料を明確にするため、減免のオンライン入力は減免適用前の保険料の確定後（当初処理（確定）後）に行う。

②減免期間が6か月を超える場合は、減免期間を6か月ごとに分けて入力する。

※オンライン入力上の制限として、災害減免は6か月を超える期間を入力できない。

(5) 納入通知書の発送

【別表1区分Aの世帯】

- ①当初処理（確定）の納入通知書を引き抜く。
- ②別表2（*3）に従い、様式1または2の手紙を添付する。
- ③減免措置の見直しに関する周知用リーフレットを同封する。
- ④納入通知書を送付する。

【上記以外の世帯】

- ①当初処理（確定）の納入通知書を引き抜く。
- ②減免適用後の納入通知書に「新年度の保険料です。「変更前の額」欄は、減額・減免・軽減適用前の内容を表示しています。」のスタンプを押す。
- ③必要に応じて納付書の引き抜き・差し替えを行う。
※別表1区分Bの世帯が口座振替未登録の場合は、口振依頼書も同封する。

- ④別表2（*3）に従い、様式3～5の手紙を添付する。
- ⑤減免措置の見直しに関する周知用リーフレットを同封する。
- ⑥②の納入通知書を送付する。

※全額免除の場合も、保険料減免承認通知書として減免適用後の納入通知書を送付する。

※引き抜いた当初処理（確定）の納入通知書は送付しない。

*3 （別表2）

手紙	対象世帯
様式1	別表1区分Aの世帯（税情報あり）
様式2	〃 （簡申送付対象）
様式3	別表1区分Bの世帯（税情報あり）
様式4	〃 （簡申送付対象）
様式5	上記以外の世帯（全額免除世帯）

(6) 口座振替

口座振替利用者は、停止期限等のスケジュールに注意し、必要に応じて停止・金額修正等を行う。

(7) 広報

- ・納入通知書の裏面
- ・災害減免の特例（震災減免）の案内チラシ

4 施行日

令和6年4月1日

担当：国保年金医療課 保険料担当
(内線 3158)

様式 1

〇〇区保険年金医療課
(国民健康保険担当)

世帯主様

国民健康保険料のお知らせ（納入通知書）の送付について

令和 6 年度の国民健康保険料のお知らせ（納入通知書）をお送りいたします。

なお、東北地方太平洋沖地震による被災に伴う国民健康保険料の減免は、国の方針により令和 5 年度で終了しました。一部負担金減免についても、令和 7 年度から順次終了となる予定です。具体的な減免措置の見直し内容については、別添のリーフレットをご確認ください。

お問合せ先：〇〇区保険年金医療課
国保年金係
電話 000-000-000

様式 2

〇〇区保険年金医療課
(国民健康保険担当)

世帯主様

国民健康保険料のお知らせ（納入通知書）の送付について

令和 6 年度の国民健康保険料のお知らせ（納入通知書）をお送りいたします。

なお、東北地方太平洋沖地震による被災に伴う国民健康保険料の減免は、国の方針により令和 5 年度で終了しました。一部負担金減免についても、令和 7 年度から順次終了となる予定です。具体的な減免措置の見直し内容については、別添のリーフレットをご確認ください。

また、先日、世帯の所得状況を尋ねる書類を世帯主様宛にお送りしています。ご回答後、内容に応じて保険料額の変更を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

お問合せ先：〇〇区保険年金医療課
国保年金係
電話 000-000-000

様式 3

〇〇区保険年金医療課
(国民健康保険担当)

世帯主様

国民健康保険料のお知らせ（納入通知書）の送付について

令和6年度の国民健康保険料のお知らせ（納入通知書）をお送りいたします。

あなたの世帯の国民健康保険料は、東北地方太平洋沖地震による被災に伴う国民健康保険料の減免が適用されています。

ただし、国の方針による減免措置の順次終了により、免除額は年間保険料の半額です。また、来年度以降は減免が適用されなくなる見込みです。

なお、一部負担金減免についても、令和7年度から順次終了となる予定です。

具体的な減免措置の見直し内容については、別添のリーフレットをご確認ください。

お問合せ先：〇〇区保険年金医療課
国保年金係
電話 000-000-0000

様式 4

〇〇区保険年金医療課
(国民健康保険担当)

世帯主様

国民健康保険料のお知らせ（納入通知書）の送付について

令和6年度の国民健康保険料のお知らせ（納入通知書）をお送りいたします。

あなたの世帯の国民健康保険料は、東北地方太平洋沖地震による被災に伴う国民健康保険料の減免が適用されています。

ただし、国の方針による減免措置の順次終了により、免除額は年間保険料の半額です。また、来年度以降は減免が適用されなくなる見込みです。

なお、一部負担金減免についても、令和7年度から順次終了となる予定です。

具体的な減免措置の見直し内容については、別添のリーフレットをご確認ください。

また、先日、世帯の所得状況を尋ねる書類を世帯主様宛にお送りしています。ご回答後、内容に応じて保険料額の変更を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

お問合せ先：〇〇区保険年金医療課
国保年金係
電話 000-000-0000

〇〇区保険年金医療課
(国民健康保険担当)

世帯主様

国民健康保険料のお知らせ（納入通知書）の送付について

令和6年度の国民健康保険料のお知らせ（納入通知書）をお送りいたします。

あなたの世帯の国民健康保険料は、東北地方太平洋沖地震による被災に伴う国民健康保険料の減免が適用されています。免除額は年間保険料の全額です。

なお、国の方針により、本減免措置は避難時の地域に応じて順次終了しています。一部負担金減免についても、令和7年度から順次終了となる予定です。

具体的な減免措置の見直し内容については、別添のリーフレットをご確認ください。

お問合せ先：〇〇区保険年金医療課
国保年金係
電話 000-000-000